VI 環境

1 地球温暖化対策などの推進

(1) 地球温暖化対策などの推進

2007年度は、神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会において、神奈川県地球温暖化対策推進対策条例(仮称)及び新たな地球温暖化対策について検討しました。また、引き続き県施設へESCO事業(*1)を導入するとともに、専門家による体験型の出前授業を行う新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業などを実施したほか、下水処理場内の水処理施設上部に発電能力100kWの太陽光発電設備を整備するとともに、水道事業において、稲荷配水池に小水力発電設備を設置しました。また、県が誘致し、持続可能な社会の構築をめざしてアジア太平洋地域を主な対象として実践的かつ革新的な戦略的研究を行っている(財)地球環境戦略研究機関を支援しました。

2008年度も、引き続き同様の取組みを行うとともに、「脱温暖化社会かながわ」の実現をめざして、条例などの制定に向けた検討を進めます。 (環境農政部、県土整備部、企業庁)

2 循環型社会づくり

(1)循環型社会づくり

2007年度は、循環型社会の実現に向けて、2008年3月に神奈川県廃棄物処理計画を改訂したほか、第5期神奈川県分別収集促進計画を策定するとともに、廃棄物自主管理事業やPCB廃棄物(*2)の計画的な処理の推進、県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な維持運営と利用促進、不法投棄監視活動の充実強化などに取り組みました。

2008年度は、引き続き、廃棄物処理計画に基づき、県民、事業者、NPOなどと連携・協力して、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進や不法投棄の防止対策に取り組みます。

(環境農政部、県土整備部)

3 ライフスタイルや事業活動のあり方の転換

(1) ライフスタイルや事業活動のあり方の転換

2007年度は、地球温暖化対策の取組みを強化するため、神奈川発の「地球復興」市民運動「クールネッサンス宣言」(*3)を行うとともに、地球環境イベント「アジェンダの日2007」の開催、かながわ環境出前講座などに取り組みました。また、一事業者、一消費者として、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証範囲を全国で初めて、警察本部や警察署などまで拡大したほか、環境配慮ステップUP+1(ONE)システム(*4)を新たに構築しました。さらに、大規模な開発事業の実施について、法律及び条例に基づく環境影響評価手続を進め、良好な環境の保全と創造に努めました。

2008年度も引き続き、同様の取組みを行うとともに、クールネッサンス宣言をより具体化するためのリーディング・プロジェクトの実施・検討などを行います。 (環境農政部)

4 生活環境の保全

(1) 生活環境の保全

2007年度は、大気、水質の保全を図るため、法及び条例に基づき工場・事業場への規制などを行うとともに、大気、水質や地下水などの状況を把握しました。また、閉鎖性水域である東京湾の水質改善を図るため、第6次総量削減計画を定めました。さらに、事業者による化学物質の自主管理を推進するとともに、化学物質に関する情報提供などを行いました。また、アスベスト飛散防止対策として、アスペスト(*5)除去等工事の事前立入などを行い、作業基準の遵守・徹底を指導するとともに、一般大気中のアスペスト濃度調査を実施し、調査結果を県ホームページに掲載しました。

そのほか、道路騒音の低減を図るため、幹線道路の車道において低騒音舗装を実施するとともに、歩道においては、雨水が地中に浸透するよう透水性舗装を実施することで、地下水かん養の推進を行いました。また、公共下水道の整備を支援することにより、公共用水域の水質保全に努めました。

2008年度も、引き続き同様の取組みを行います。

(環境農政部、県土整備部)

*1 ESCO事業

『Energy Service Company』の略。ピルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス(省エネルギー診断、設備機器などの整備、省エネルギー効果の検証、設備機器などの維持、管理など)を提供する事業で、必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分で対応します。

*2 PCB廃棄物

ポリ塩化ピフェニル (Polychlori-natedBiphenyls) の略。絶縁油、熱媒体、塗料、 インキなど広範囲に使用されて いましたが、分解性が低く、生 体内への蓄積性が高く、慢性毒性も高いため、1974年に製造、 輸入、使用が原則禁止されています。

*3 クールネッサンス 宣言

2008年1月に、地域発の「地球復興」を広く呼びかけた 宣言。宣言をより具体化させる ため、県が取り組むリーディン グ・プロジェクトを示していま す。

* 4 環境配慮ステップUP+1(ONE)システム

県が実施する公共工事や県有施設の新築などに当たり、環境 施設の新築などに当たり、環境 に配慮した工法や設備などの一 層の促進を図るとともに、地球 取組みを促し、その取組結果を 公表していくシステム。

*5 アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩なの総称。耐熱性、絶縁性などの諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、家庭用品をど3,000種類を超える利用形態が極めて細かいため、吹き付けアスペストなどの除去などにの下野の措置を行わないと飛いて所要の措置を行わないと飛ります。

5 自然環境の保全・再生と活用

(1) 自然環境の保全・再生と活用

2007年度は、市町村が主体的に取り組む水源環境保全・再生施策を支援するとともに、県民参加のしくみとして水源環境保全・再生かながわ県民会議を設置しました。また、県土保全や水源かん養など森林のもつ公益的機能を維持増進し、多彩な森林づくりを進めるため、保安林の整備や治山事業、造林補助事業などを実施したほか、公共下水道の整備を支援することにより、水源環境保全・再生に取り組むとともに、相模湖・津久井湖においてエアレーション装置を稼働させ、さらに、津久井湖の沼本地区に植物浄化施設を整備し、アオコの発生の抑制に取り組みました。また、津久井湖上流の大久保沢などで砂防えん堤の整備を行い、湖などへの土砂流出対策を図りました。

2008年度は、引き続き同様の取組みを進めるとともに、市民団体やNPOなどが実施する水源環境保全活動の支援、丹沢大山自然再生計画に基づくブナ林の再生やニホンジカの保護管理、植物浄化施設の維持管理による水質浄化やアオコ対策に取り組みます。

(政策部、環境農政部、県土整備部)